

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015門第58号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年6月11日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市郷ノ浦港南方沖 郷ノ浦港鎌崎防波堤灯台から真方位164°1,620m付近 (概位 北緯33°43.55′ 東経129°40.91′)
事故等調査の経過	平成27年6月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 丸福丸、4.8トン SA3-24857（漁船登録番号）、個人所有 第290-55417号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	シューピースに曲損、船底に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、長崎県平戸市二神島<sup>ふたがみ</sup>周辺海域での操業を終え、平成27年6月11日03時00分ごろ、水揚げの目的で郷ノ浦港に向け、約7.5ノットの対地速力とし、自動操舵によって北北東進を始めた。</p> <p>船長は、操舵室内で椅子に腰を掛け、眠気を感じながら操船に当たっていたところ、レーダーの画面上に、郷ノ浦港の南西方2海里付近に位置する壱岐市大机島<sup>おおつくえ</sup>を認め、ふだんよりも同島寄りの進路となっていると感じたので、自動操舵を解除して針路を2°～3°右に向け、再度、自動操舵とした後、間もなく居眠りに陥った。</p> <p>船長は、04時00分ごろ衝撃で目覚め、本船が郷ノ浦港南方沖の浅瀬に乗り揚げたことを知って主機を停止し、棒で海底を押し、離礁を試みたが、離礁できなかったため、周辺の状況を知る者に相談しようと思い、壱岐市で漁業を営む知人に本事故の発生を連絡し、来援した知人が海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、巡視艇の到着前に自然離礁し、到着した巡視艇の伴走を受けながら自力で航行して郷ノ浦港に入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時、潮高 約180cm
その他の事項	船長は、出漁中、1日の平均睡眠時間が約3時間、漁場までの移動時間等を除いた実質的な平均操業時間が約11時間であり、本事故当日まで1週間以上の連続操業を行い、疲労を感じていた。

	<p>船長は、過去にも、航行中に居眠りをした経験があった。</p> <p>本船の操舵室に備えられた椅子は、床上約1mの高さに座面が位置し、座面は若干のクッション性があり、船長は、操船時、同椅子に腰を掛け、操舵室後壁を背もたれとして寄り掛かっていた。</p> <p>本船のGPSプロッターは、事前に線や点を入力し、危険域への接近警報等を設定できる機能を有していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、郷ノ浦港に向けて北北東進中、船長が、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して同港南方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、連日の操業による疲労が蓄積していたこと、及び椅子に腰を掛けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、郷ノ浦港に向けて北北東進中、船長が、居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して同港南方沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船に支障を来さない程度に休息をとること。</li> <li>・ 疲労を自覚している際は、出漁を控えることが望ましい。</li> <li>・ GPSプロッター等の航海計器に組み込まれた警報機能を有効に活用することが望ましい。</li> </ul>